

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

- 1 情報流通行政局放送政策課の所掌事務の一部を同局放送技術課、放送業務課及び放送施設整備促進課に移管する。(第八十二条～第八十五条関係)
- 2 その他規定の整備をする。
- 3 この政令は、令和七年十月一日から施行する。(附則関係)